

自民党 江東区議会議員

にしがき誠 まこと

志を抱き、皮相の動きにとらわれず、断固初心を貫く！

令和3年度予算審査特別委員会質疑応答

【たばこ対策事業について】 答弁者 環境保全課長

私から過去3回に渡り、本会議一般質問や予算審査特別委員会で本区のとばこ対策について改善を求めてきました。

この間、改正健康増進法や東京都受動喫煙防止条例が施行されたことに加えて、新型コロナウイルス感染症の拡大による喫煙室の閉鎖など、たばこを取り巻く多くの環境変化がありました。

Q: オフィスビルの喫煙室がコロナ禍によって使用制限をされ、従業員と思われる方々が喫煙場所を求めて路上や公園に集う姿を私の地元の豊洲周辺で多く見かけるが、区内事業者に対する指導も必要では？

A: 近隣の方から苦情・要望を受けると、区の職員がテナントビルの管理会社を訪ねて注意喚起と再発防止対策を要請しているが、なかなか効果が上がっていない。

Q: 私から、一昨年の第4回本会議定例会で区立公園・児童遊園の全面禁煙を強く要望しており、昨年4月から児童遊園が全面禁煙化されたことは評価している。

今後、区立公園については禁煙化をどのように進めるのか？

A: 庁内の「たばこに関する検討委員会」で検討を進めており、条例改正を実施して早期に禁煙化をするよう目指している。

Q: 地元から反対の出る可能性が高い公衆喫煙所の設置が困難であれば、民間の力を活用するなどして「移動式喫煙所」を通勤やランチ後の時間帯などに主要駅前に配置をして、歩きたばこや路上喫煙、ポイ捨ての根絶を目指してはいかがか？

A: 移動式喫煙所の設置場所の問題や、喫煙所であってもバリアフリーが必要であり費用が掛かるなど課題が多く、現状では困難と考える。

区としては対策を実施してきたということであるが、区の力で限界であれば民間の力をお借りするなど、新たな観点から検討するよう強く要望いたしました。

なお、私が要望を続けてきた区立公園の禁煙化が、令和4年1月を目途に実施される見込みです！



お年寄りを敬い、子ども達が輝く地域へ！

現役子育て世代の目線で！

にしがき誠が目指す 3つの政策！

地元商店街のますますの景気向上を！

お年寄りが安心して過ごせる環境づくりを！

プロフィール

- ◆昭和47年1月 大分県出身
- ◆平成6年3月 明治大学 商学部卒業
- ◆職歴:平成6年4月 国内金融機関就職～
外資系金融機関勤務～江東区議会議員(2期目)
- ◆趣味:日本全国温泉めぐり、ジョギング

豊洲西垣

検索

★皆様のお声をお寄せください！

是非フォローをお願いします！

- Facebook (西垣 誠)
- Twitter (@nishigakimakoto)
- Instagram (nishigaki.makoto)

第33回・第34回 区政報告会
※参加費無料(小さなお子様連れも大歓迎です！)

★豊洲シビックセンター 第2研修室(8F)
日時:6月13日(日) 18:30~20:00
※18:15受付開始

★古石場文化センター 第1研修室(2F)
日時:6月14日(月) 10:00~11:30
※9:45受付開始

区政レポートや街頭演説ではお伝えしきれないことがたくさんございます。今回も有意義な情報交換の場となることと確信いたしております。ご友人の皆様お誘いあわせのうえ、お気軽にお越しください。
★2回共に同じ内容です。

新型コロナウイルスの感染拡大の状況によっては中止する場合があります。開催有無については**6月1日**に私の公式ホームページに投稿いたしますので、ご確認ください。

様々なテーマに応じて無料出張講演承ります。お気軽にお問い合わせください！

公式ホームページ◆<http://nishigakim.jp/>
携帯電話◆090-1110-5392
事務所◆江東区豊洲4-9-13-207
発行責任者◆西垣 誠

【主な活動の経歴】

◆豊洲北小学校初代PTA会長(6年間)◆深川第五中学校PTA副会長◆江東区青少年対策豊洲地区委員会育成部長◆区立小学校PTA連合会会長◆保護司候補者検討協議会委員◆青少年問題協議会委員◆生活安全対策協議会委員◆環境審議会委員◆砂村囃子豊洲保存会会長◆豊洲睦会員◆牡丹町公園ラジオ体操会顧問◆金剛禅総本山少林寺東京辰巳道院顧問◆保護司◆江東区エアロビック連盟顧問◆ローリングマンデープリスクール第三者委員◆NPO法人都市型防災ネットワーク副理事長◆防災士
★平成24年11月3日「江東区政功労者表彰(教育関係功労者)」受章★令和元年11月28日「東京都保護司会連合会会長表彰」受章

【マンション寄付金(公共施設整備協力金)について】

答弁者 住宅課長



“江東区マンション等の建設に関する指導要綱”の第13条で「区長は、事業者に対して、マンション等の建設により必要となる公共施設への受入等の対策を講じるため、次に定める基準により公共施設整備協力金を求めるものとする。」と定義されており、世帯用住戸30戸以上の集合住宅には、1戸当たり125万円の協力金が課せられている。

Q: 昨年末の第4回定例会の本会議一般質問で私から、過去10年間で約41億円のマンション寄付金を納入いただいている有明地域に、その寄付金を活用した図書館などの公共施設の整備を要望している。

その際の答弁では、本寄付金は“全区的な視点に立ち活用する”とのことであったが、協力金を求める趣旨からも、納入いただいた地域への活用を優先するべきではないのか、あらためて確認する。

A: 有明地域には、本寄付金から有明西学園の整備に17億円活用した。今後はご提案の使用用途を念頭に置きながら、公共施設の整備計画を進めることとしたい。

大規模マンションの無秩序な開発を牽制するために設けられた本寄付金は、小学校や保育所の整備を中心に活用されてきました。

今後は、子育て世帯以外の幅広い区民の皆様がメリットを享受できるよう、図書館や区役所の出張所などの公共施設を有明地域へ整備するようあらためて要望いたしました。

区役所からは、寄付金の使用用途について従前の“全区的な視点”から“納入いただいた地域への活用を念頭に”へと、一歩前進した答弁を引き出すことができました。

本会議一般質問

答弁者 区長



1月4日に突如中止が発表された本年の成人式について、その決定のプロセスと、今後の成人式のあり方について確認いたしました。

Q: 突如中止が発表された成人式は、医学的根拠を持っての中止の判断だったのか？

中止に至った意思決定のプロセスを伺う。

A: 年末から新型コロナウイルス感染症拡大が急激に進行したため、新成人やそのご家族、医療提供体制を守るために区長の私が苦渋の決断をした。

Q: 感染状況が収束に向かうことを前提として、改めて「21歳の集い」などとして、成人式に代わるイベント開催を検討するべきでは？

A: 多くの新成人が式典中止により落胆していることは区として強く認識しているが、コロナ禍にあってご提案のイベントを自治体が主催するという考えは、現時点では無い。

Q: 来年4月から民法改正により成人年齢が18歳に引き下げられる。本区では来年以降も20歳の年度に成人式を開催すると決定しているが、法的に成人となる18歳に対しても、人生の節目として何らかの取り組みを行うべきでは？

A: 18歳で成人となる若者に対し、成人としての権利・義務が生じることへの啓発や、一般的な商行為に対する基礎的な知識の習得機会の提供などが必要と考えられる。

また、式典としては20歳の年度に開催することから、18歳の新成人に対しては、お祝いの言葉や成人としての自覚を促すメッセージの発信について検討する。

23区でも渋谷区、中野区、千代田区が3月に延期して開催している。江東区も感染症拡大の状況を注視しながら延期できるような態勢整備をするべきであった、と強く苦言を呈しました。

人生の節目
一度きりの成人式



【区立幼稚園3歳児保育の拡大について】

答弁者 学務課長



江東区立幼稚園20園のうち、令和2年4月から豊洲幼稚園と、南陽幼稚園の2園で3歳児保育が開始されました。高い質を誇る公教育である区立幼稚園の3歳児保育を他の園にも拡大すべきと考え、区に要望いたしました。

Q: 区の計画では、区立幼稚園は園児数が減少しており、令和6年度を目途に現在の20園から16園へ減らすとしているが、3歳児保育を開始している2園の応募状況を鑑みると、3歳児保育の実施園を拡大していけば園児の減少を防げるのでは？

A: 共働き世帯の増加等により保育所へのシフトが明確であり、3歳児保育を実施しても応募の減少が見込まれる。よって、適正な集団規模を中長期的に確保していくために、区立園の適正配置は必要である。

Q: 区立幼稚園という公教育は、全区的に等しく受ける権利があり、選択肢として3歳児保育も地域の偏りなくバランスを配慮しながらも広めていく必要があると考える。

A: 3歳児保育についてはニーズが高いということ踏まえて、拡大を行う場合には、待機児童数や私立幼稚園の立地、施設の状態、幼児人口の動向などを総合的に勘案しながら、令和4年度の園児募集までを目途に早急に検討を進めることとしたい。

区立幼稚園の3歳児保育の実施園拡大について、初めて具体的な検討時期が示されました。

令和4年4月入園の園児募集時には、1園でも多くの3歳児保育が展開されるよう、今後も注力して参ります。

【自治会登録の認定要件緩和について】

答弁者 地域振興課長

町内会



人口52万人超を有する江東区には、長い歴史のある下町(既成市街地)もあれば、今なお発展著しい臨海部には今後も高層集合住宅が複数竣工を予定している等、様々な状況であります。

そこで、臨海部の高層集合住宅に対しては自治会登録の要件を緩和して、自治会のコミュニティ活動の後押しをすることが必須と考え、以下のとおり要望をいたしました。

<ご参考> 江東区が自治会登録の認定をすると、区と自治会間で事務委託契約を締結することで委託料をお支払いする他、広報紙の発行経費の補助等を受けることができます。(※年間委託料例: 300世帯で225,000円/1,000世帯で455,000円)

なお、当該契約では自治会に対して区行事のお知らせの周知や、防災訓練への参加などを委託することになります。

Q: 自治会登録の認定要件を確認する。

A: 区域内の住民相互の連絡・親睦等、地域社会の維持・形成に努めることを目的として一定期間の活動実績があり、区域内の相当数(概ね50%以上)の世帯が加入していることを要件としている。団体の安定的継続性や民主的同意等を考慮すると、過半数の世帯の参加が相当と考えている。

Q: 高層集合住宅については自治会登録の認定要件を緩和して、例えば100世帯以上の参加があれば認定するなど、世帯数の基準を新たに設けてはいかがか？

A: 地方自治法に自治会についての法的な規定はないが、他の自治体でも過半数が一般的になっており、本区もこれを拠り所としている。

なお、新たな基準の設定については、今後の人口動向や住宅状況なども注視しつつ対応していきたい。

その町に適した自治会登録の認定要件を新たに設けて、心あがる方々の活動に報いることができるように強く要望いたしました。